公務人員退撫儲金監理會

中央及地方機關公務人員協會輪流推派
公務人員代表(2 人)順序

輪流順序	推　派　協　會	屆數	任　期
第 1 順位	法務部公務人員協會、高雄市公務人員協會	1	112 年 7 月 1 日至 114 年 6 月 30 日止
第 2 順位	海洋委員會公務人員協會、雲林縣公務人員協會	2	114 年 7 月 1 日至 116 年 6 月 30 日止
第 3 順位	交通部公務人員協會、桃園市公務人員協會	3	116 年 7 月 1 日至 118 年 6 月 30 日止
第 4 順位	勞動部公務人員協會、花蓮縣公務人員協會	4	118 年 7 月 1 日至 120 年 6 月 30 日止
第 5 順位	財政部公務人員協會、臺北市公務人員協會	5	120 年 7 月 1 日至 122 年 6 月 30 日止
第 6 順位	衛生福利部公務人員協會、新竹縣公務人員協會	6	122 年 7 月 1 日至 124 年 6 月 30 日止
第 7 順位	經濟部公務人員協會、臺中市公務人員協會	7	124 年 7 月 1 日至 126 年 6 月 30 日止
第 8 順位	教育部公務人員協會、彰化縣公務人員協會	8	126 年 7 月 1 日至 128 年 6 月 30 日止
第 9 順位	銓敘部公務人員協會、臺東縣公務人員協會	9	128 年 7 月 1 日至 130 年 6 月 30 日止
第 10 順位	僑務委員會公務人員協會、新竹市公務人員協會	10	130 年 7 月 1 日至 132 年 6 月 30 日止
第 11 順位	監察院公務人員協會、基隆市公務人員協會	11	132 年 7 月 1 日至 134 年 6 月 30 日止

輪流順序	推　　派　　協　　會	屆數	任　　期
第 12 順位	國家發展委員會公務人員協會、南投縣公務人員協會	12	134 年 7 月 1 日至 136 年 6 月 30 日止
第 13 順位	國家通訊傳播委員會公務人員協會、宜蘭縣公務人員協會	13	136 年 7 月 1 日至 138 年 6 月 30 日止
第 14 順位	考選部公務人員協會、澎湖縣公務人員協會	14	138 年 7 月 1 日至 140 年 6 月 30 日止
第 15 順位	總統府公務人員協會、新北市公務人員協會	15	140 年 7 月 1 日至 142 年 6 月 30 日止
第 16 順位	考試院公務人員協會、行政院人事行政總處公務人員協會	16	142 年 7 月 1 日至 144 年 6 月 30 日止
第 17 順位	公務人員保障暨培訓委員會公務人員協會、最高法院公務人員協會	17	144 年 7 月 1 日至 146 年 6 月 30 日止
	視實際增減情形整理後再接續次輪		

備註：1. 依據公務人員退撫儲金監理會設置辦法第 3 條第 1 項第 2 款規定辦理。

2. 中央及地方機關公務人員協會公務人員代表委員 2 人，每屆由一個中央機關協會搭配一個直轄(縣)市協會為輪派原則，俟全部協會輪畢，視實際增減情形整理後再接續次輪。